

平成21年(ネ)第5746号

損害賠償請求控訴事件

控訴人 アブドゥル アジズ 外

被控訴人 国 外

証 拠 説 明 書

(差し替え版)

2011年5月28日

上記控訴人ら訴訟代理人

弁護士 奥 村 秀



東京高等裁判所 第17民事部 御中

言 己

番号	枝番	標 目	原・写	作成年月日	作 成 者
立 証 趣 旨 等					
甲C 45		西スマトラのコトパンジャン再定住村における貧困状態：現金補償を受領した家族の調査データを使用した分析	写し	2009/9	シャフルディン・カリミ、ナカヤマ・ミキヤス、タケサダ・ナルヒコ著
2005年6月に発表された「インドネシアにおけるコトパンジャン・ダム事業の住民移転計画に関する事後評価」(カリミ・中山調査報告書)の作成者であるシャフルディン・カリミ教授と中山幹康教授らが2009年9月新たに発表した調査報告書である(新カリミ・中山調査報告書)。新カリミ・中山調査報告書は「西スマトラのコトパンジャン再定住村の家族の60%以上は、より悪くなった生計状態に苦しんでいる」(1頁)としており、カリミ・中山調査報告書の結論を自ら修正する内容となっていること、「コトパンジャン・ダムプロジェクトにおける再定住村は、貧窮のリスクから解放されていない。(中略)農業開発の失敗は、ゴムプランテーションの生産性を獲得することに関して長い遅延の原因となった」(5頁)、「早期に言及された調査における可能性のある先入観に適合された後でさえ、2か村の再定住は満足な方法で実施されなかったということを結論付けることができる。村の貧困の著しく高い発生率は、この結論を支援する」(7頁)、「コト					

	<p>パンジャン再定住村における貧窮のリスクは、開発計画の不十分な実施に原因があると考えられる。ゴムプランテーションの失敗は、コトパンジャン地域の先住の人々のための経済生活の原動力を崩壊させる主要な要因であった」、「地元共同体、地元経済行為者、地元政府、そして中央政府機関のような国営電力公社である PLN 以外の投資者を統合し、参加させることを無視した。意思決定における地元共同体の参加の欠如は、開発計画が遵守されなかった一つの要因である」(8 頁)とあるように、控訴人住民らは長年にわたり重篤な被害に晒され続けていること等。</p>			
甲C 46	ポンカイ・バル村のアスベスト屋根サンプル採取状況について	写し	2011/5	遠山勝博
	<p>ポンカイ・バル村のアスベスト屋根サンプル採取の状況について、採取時の様子を撮影した写真を添付して説明したもの</p>			
甲C 47	試験結果報告書	原本	2009/12/22	大阪環境保全株式会社
	<p>上記ポンカイ・バル村のサンプルから、アスベスト成分が検出されたこと</p>			
甲C 48	タンジュン・アライ村のアスベスト屋根のサンプル採取状況について	写し	2011/5	坂井美穂
	<p>タンジュン・アライ村のアスベスト屋根サンプル採取の状況について、採取時の様子を撮影したビデオ・写真を添付して説明したもの</p>			
甲C 49	試験結果報告書	原本	2008/10/17	大阪環境保全株式会社
	<p>上記タンジュン・アライ村のサンプルから、アスベスト成分が検出されたこと</p>			

平成21年(ネ)第5746号

損害賠償請求控訴事件

控訴人 アブドゥル アジズ 外

被控訴人 国 外

## 証 拠 説 明 書

2011年7月( )日

上記控訴人ら訴訟代理人

弁護士 奥 村 秀 二



東京高等裁判所 第17民事部 御中

### 記

番号	枝番	標 目	原・写	作成年月日	作 成 者
立 証 趣 旨 等					
甲C 50	1	証明書	原本	2011/4/29	タンジュン・アライ村村長 ウスマン,SE
タンジュン・アライ村住民 313 家族は移転先においてアスベスト屋根の家に居住していたこと、現在もタンジュンアライ村住民 28 家族がアスベスト屋根の家に居住していること、アスベストの屋根からトタン屋根への取り替えは住民の自己資金によるものであること。					
甲C 50	2	タンジュン・アライ村の アスベストの屋根の状況 について	原本	2011/4/11	遠山勝博
現在のタンジュン・アライ村におけるアスベスト屋根の使用状況・分布、トタン屋根への取り替えには1枚当たり7万5000ルピアを負担しなければならず、アスベスト屋根より遙かに高額であること等。					
甲C 51		ポンカイ・バル村のアス ベスト屋根の状況につい て	原本	2011/4/12	遠山勝博
現在のポンカイ・バル村におけるアスベスト屋根の使用状況、ポンカイ・バル村においては、現在も77世帯がアスベスト屋根の家に居住していること、アスベスト屋根が劣化しており簡単に崩壊する状況にあること等。					
甲C 52		説明書	原本	2011/1/4	タンジュン・パウ村村議会 スリハルジャ、タンジュン ・パウ村村長タウフィット

		・ J S		
		<p>タンジュン・パウ村の現在の状況、ゴム園の大部分が失敗に終わっており、ゴム園を売却している世帯が多くいること、飲料水、農道、村周辺道、その他インフラクチャー、社会文化、経済面で問題が噴出していること、とりわけ多くの住民が水不足に陥っていること等。</p>		
甲 C 5 3	証明書	原本	2011/1/4	ポンカイ村村長ムスタパ カマル
	<p>ポンカイ・バル村に移転させられた住民 200 世帯のうち 123 世帯が 2000 年の段階で村外に移転していること、その移転の原因は 1998 年に生活援助が打ち切られたことにあること、現在 77 世帯の住宅の屋根がアスベストのままであること等。なお、本証明書では村名がポンカイ村とされているが、同村は、ポンカイ・バル村と通称されている。</p>			
甲 C 5 4	証明書	原本	2011/1/4	バトゥ・ブルスラット村長 アルマンシャ
	<p>バトゥ・ブルスラット村においては移住地に用意されたゴム園のうち 90 %が失敗に終わったこと、残りの 10 %すら必ずしも成功しているわけではないこと、住民達は収穫のできないゴム園を売却に出していること等。</p>			
甲 C 5 5	タンジュン・パウ村のゴム園の現状	原本	2011/6/19	弁護士奥村秀二
	<p>タンジュン・パウ村におけるゴム園の現状、ゴム園からゴムが生産できるようになったのが 2009 年頃であり、しかも、全体で 4 分の 1 くらいの育ちの良い木からしかゴムを生産することができないこと、経済的に困窮しゴム園を第三者に売却せざるを得ない住民がいること等。</p>			
甲 C 5 6	ポンカイ・バル村の状況	原本	2011/6/19	弁護士奥村秀二
	<p>ポンカイ・バル村におけるゴム園の現状、2008 年頃になってゴム園からゴムを生産することができるようになったこと、アブラヤシの生産には肥料代が非常にかかり、生産性が上がっていないこと、ポンカイ・バル村においては当初の移転世帯数 200 世帯のうち 3 分の 2 が経済的に困窮し、ゴム園等を売却して村外に移転していること、現在も水の確保に困難を極めていること等。</p>			
甲 C 5 7	バトゥ・ブルスラット村のゴム園の状況について	原本	2011/6/23	三ツ林安治
	<p>バトゥ・ブルスラット村におけるゴム園の現状、バトゥ・ブルスラット村においては居住地からゴム園まで極めて遠距離であり、管理に著しい支障を来していること、バトゥ・ブルスラット村においてもゴム園を売却せざるを得ない住民が多数いること等。</p>			